新舞子すみれ訪問看護ステーション

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

この重要事項説明書は指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 8 条に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいものを説明するものです。

１．事業者の概要

事業者の名称	アイビーメディカル株式会社
事業者の所在地	兵庫県神戸市長田区御蔵通 5－205－3
代表者名	代表取締役　　前田　泰宏
電話番号 FAX	078-793-8503
法人設立年月日	平成 15 年 1 月 29 日

２．事業所の概要

事業所の名称	新舞子すみれ訪問看護ステーション
事業所の所在地	愛知県知多市大草字東屋敷１３番地の１ グリンハイツユウⅡ１-Ｃ
電話番号 TEL／FAX	TEL：0569-47-5801 ／ FAX：0569-47-5802
指定事業者番号	2364390134
管理者	糸井　里沙
サービスの提供地域	知多市　常滑市　東海市　大府市　半田市　東浦町　武豊町 阿久比町　美浜町　名古屋市(緑区、南区)

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医が必要と認めた要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、関係市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と緊密な連携を図りながら、利用者の療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持・回復を図り、可能な限り自立した在宅療養が継続できるよう総合的なサービスの提供に努めます。

4．営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで(祝祭日は営業) ただし年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く
営業時間	月曜日から金曜日　8:30～17:30

※悪天候の場合（暴風警報発令時、積雪時、震災時、新型コロナウイルス感染拡大時）は臨時休業とする。
※（新舞子すみれハイムの入居者については 24 時間 365 日対応している）

5．職員体制

看護師	常勤　16　名　非常勤　13　名
准看護師	常勤　0　名　非常勤　0　名
理学療法士	常勤　5　名　非常勤　1　名
作業療法士	常勤　2　名　非常勤　2　名
言語聴覚士	常勤　3　名　非常勤　0　名
看護助手	常勤　0　名　非常勤　1　名

R8 年 5 月 1 日現在

6．サービスの提供

（1） 訪問看護の開始に際しては主治医から訪問看護指示書をもらいます。
（2） 利用者の希望及び生活状況を踏まえ、主治医の指示やケアプランに基づき、利用日時や看護・リハビリの内容を相談の上決定します。
（3） 訪問看護実施後は、実施内容の記録を残します。必要に応じ説明しますが、ご不明な点は、遠慮なくお尋ねください。
（4） 指示書を発行した主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
（5） 主治医や介護支援専門員、関係医療機関等と相互に連携します。
（6） 居宅介護サービス計画を作成した介護支援専門員に対し、看護計画及び評価を報告します。
（7） 看取り期には、本人と家族との十分な話し合いや他の介護関係者との連携を行い、本人の意思決定を基本に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に沿って行います。
（8） 訪問看護内容は次の通りです。
① 病状・全身状態の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持援助
③ 栄養及び排泄等日常生活の援助
④ 褥瘡の予防・処置
⑤ リハビリテーション
⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症状に対する生活・精神援助
⑧ 療養生活や介護方法の相談・助言
⑨ 内服薬の管理

⑩ カテーテル等の管理

⑪ その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

⑫ 医療機器の管理（在宅酸素・人工呼吸器）

⑬ 感染予防対策

※看護職員の禁止事項

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

1）利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

2）利用者また家族からの金銭、物品、飲食の授受

3）利用者の同居家族に対するサービス提供

4）利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

5）身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

6）その他利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他（暴言、暴力）など迷惑行為

7）身体虐待　介護世話の放棄　心理的虐待　性的虐待　経済的虐待

7．利用料金

Ⅰ）介護保険適用分

訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に基づいて利用料をお支払いいただきます。

ただし、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

別紙参照

Ⅱ）医療保険適用分

別紙参照

8．利用料のお支払い方法

① 利用料その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。

② 請求書は利用明細を添えて利用月の翌月 28 日以降に利用者宛にお届けします。

③ 実費請求分は、請求書をお持ちいたしますので、現金でのお支払いになります。

④ 利用料は請求月の翌月 6 日までにご指定の口座より引き落としいたします。

また、口座引き落とし開始までは下記のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要検討
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 〈振込先口座〉 三菱 UFJ 銀行　西尾支店 普通預金口座（口座番号　００３５１７１　　） 口座名義　アイビーメディカル株式会社
現金払い	当事業所の窓口にてお支払いください。

※サービス利用料金の支払いが２カ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず７日以内に支払われない場合は、事業者は文書で通知することで直ちにこの契約の解約をすることが出来ます。

※利用料については、法改正や消費税率が変更となった場合には自動的に改訂されます、その場合には改めて書面でお知らせします。

９．サービスの利用の関する留意事項

（１）被保険者証等の確認

初回訪問時、毎月１回および変更時に被保険者証等の確認または複写をさせていただきます。
変更があった際には速やかに当事業者にお知らせください。

（２）定められた業務以外の禁止

利用者は「6－（８）訪問看護の内容」で示した①～⑬のサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

（３）ご利用解約の対象

訪問スタッフに対して、パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシャルハラスメント行為があった場合、訪問の継続はできません。

（４）職員の変更

事業所の都合により、訪問看護職員を交替することがあります。
訪問看護職員を交替する場合は利用者及びその家族等に対して
サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮させていただきます。

（５）必要物品の準備

利用者は、訪問看護サービス実施のための衛生材料、物品等の準備をお願いします。訪問看護職員は、訪問看護に必要な衛生材料や物品等に関する情報を提供します。

（６）主治医の指示並びに、利用者に関わる居宅支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者またはその家族にその内容を説明しますので、ご確認頂くようお願いします。

（７）サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することが出来ます。

（８）看護職員の対するサービス提供の関する具体的な指示や命令は、すべて当事者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身状況や意向に充分な配慮をいたします。

（９）新型コロナウイルス感染症などの感染対策、感染症に対する訪問看護は各自治体に従って行います。

(10)（外部訪問の際）駐車場の使用

訪問看護は自家用車でご自宅に伺い、サービスを提供させて頂く場合は、ご自宅付近に駐車スペースを確保して頂けるとありがたいです。

(11)（外部訪問の際）ペットについて

訪問看護利用時には、ペットをリードでつなぐ、ゲージに入れるなど、サービス提供に支障が出ないようご配慮を願います。ペットが備品等の破損や訪問看護職員へ危害を加えた場合は、その損害を賠償していただく場合があります。

１０．秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

１１．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を講じます。

１２．事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：財団法人　日本訪問看護財団
保険名　　：あんしん総合保険
保障の概要　①ステーション賠償責任保険
　　②情報漏洩賠償責任保険
　　③業務従事者傷害保険

１３．身分証携行義務

訪問看護員・訪問リハビリテーション員は、常に身分証を携行し、初回訪問及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

１４．心身の状態の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとします。

１５．居宅支援事業者との連携

（１） 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

（２） サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

（３） サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

１６．サービス提供の記録

（１） 指定訪問看護（リハビリテーション）の実施ごとに、そのサービス提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

（２） 指定訪問看護（リハビリテーション）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス完結日より５年間保存します。

（３） 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することが出来ます。

（４） 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記録します。

１７．高齢者虐待防止について

（１） 利用者が必要な制度（成年後見制度等）を利用できるよう支援を行います。

（２） サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（３） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（４） 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止責任者を定めます。

１８．衛生管理等について

（１） 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２） 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（３） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

（４） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（５） 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（６） 感染症流行状況に応じて訪問頻度や方法等の変更をすることが想定されますが、その際にはご説明のご連絡をさせていただきます。

１９．業務継続に向けた取り組みについて

（１） 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２） 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３） 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（４） 大災害発生時には通常の業務対応が困難になることが想定されます。その際は災害用伝言ダイヤル等で周知させていただきます。

２０．ハラスメント防止

（１） 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

（２）ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

（３） 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

（４） ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に 対する必要な措置を講じます。

２１．サービス提供に関する相談、苦情について

（１） 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者に及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（表に示す【事業所の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情を円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

苦情を受け付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所でまとめた次の処理手順に基づき、迅速に対応する。

① 苦情原因の把握：当日又は時間帯によっては翌日

直ちに責任者もしくは担当者の上司が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。今後の対応や予定を相手方に説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。

② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③　改善の実施

検討の結果、利用者への謝罪も含め対応策を説明して同意を得る。

（損害を賠償するべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う）

改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。

④　解決困難な場合

保険者に連絡をし、助言・指導を得て改善を行う。また解決できない場合は保険者と協議し国保連への連絡も検討する。

⑤　再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、対応策を十分に検討し「苦情処理マニュアル」の作成または改正を行い、再発防止に努めサービスの質の向上を目指す。

⑥　事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるように、あらかじめ対応方法を定める。

（２）苦情申立の窓口

【当法人の窓口】	所在地：愛知県西尾市吉良町上横須賀宮前 43-1 電話番号：０５６３－３５－３９０１ 受付時間：午前９時～午後５時 担当：松原　広幸
【当事業所の窓口】	所在地：愛知県知多市大草字東屋敷 13 番地の 1 グリンハイツユウⅡ1-C 電話番号：０５６９－47－５８０１ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 30 分 担当：糸井　里沙
【知多市役所　福祉部　長寿課】	所在地：愛知県知多市緑町 1 番地 電話番号：０５６２－３３－３１５１ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【東海市役所　市民福祉部】	所在地：愛知県東海市中央町一丁目 1 番地 電話番号：０５２－６８９－１６００ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【大府市役所　高齢者支援介護課】	所在地：愛知県大府市中央町五丁目 70 番地 電話番号：０５６２－４７－２１１１ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【半田市役所　福祉部高齢介護課】	所在地：愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地 電話番号：０５６９－８４－０６４９ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分

【阿久比町役場　健康介護課　介護保険係】	所在地：愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地 電話番号：０５６９－４８－１１１１ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【東浦町役場　ふくし課社会高齢係】	所在地：愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地 電話番号：０５６２－８３－３１１１ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【武豊町役場　健康福祉部福祉課】	所在地：愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地 電話番号：０５６９－７２－１１１１ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【常滑市役所　福祉部高齢介護課】	所在地：愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５ 電話番号：０５６９－４７－６１３３ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【美浜町役場　厚生部住民課　国保年金係】	所在地：愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地 電話番号：０５６９－８２－１１１１ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【名古屋市役所　介護保険課　指導係居宅班】	所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 電話番号：０５２－９７２－３０８７ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【知多北部広域連合】 知多市　東海市　大府市　東浦町	所在地：愛知県東海市荒尾町西廻間２―１ 東海市しあわせ村内 電話番号：０５２－６８９－２２６３ 受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分
【愛知県国民健康保険団体連合会】	所在地：愛知県名古屋市東区泉１丁目６－５ 電話番号：０５２－９７１－４１６５ 担当：介護福祉室内　苦情相談室 受付時間：午前９時 00 分～午後５時 （12：00～13：00 除く）

別紙

新舞子すみれ訪問看護ステーション 料金表

令和8年6月1日

Ⅰ)介護保険適用分　　（1単位＝10.21円）

【基本利用料】			単位	1割	2割	3割
要介護	看護師	20分未満	314	321 円	642 円	962 円
		30分未満	471	481 円	962 円	1,443 円
		30分以上1時間未満	823	841 円	1,681 円	2,521 円
		1時間以上1時間30分未満	1,128	1,152 円	2,304 円	3,456 円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回につき20分▲	294	301 円	601 円	901 円
要支援	看護師	20分未満	303	310 円	619 円	929 円
		30分未満	451	461 円	921 円	1,382 円
		30分以上1時間未満	794	811 円	1,622 円	2,433 円
		1時間以上1時間30分未満	1,090	1,113 円	2,226 円	3,339 円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回につき20分▲	284	290 円	580 円	870 円

▲訪問回数が看護師より多い場合又は特定を算定していない場合は1回につき-8単位

利用開始日から1年を超え予防訪問看護を行った場合　-5単位

早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）は、上記の25％、深夜（22:00～6:00）は50％の加算

【加算】		単位	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅰ（1回につき）		6	7 円	13 円	19 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（1回につき）		3	4 円	7 円	10 円
看護体制強化加算Ⅱ（1月につき）		200	205 円	409 円	613 円
緊急訪問看護加算Ⅱ（1月につき）		574	587 円	1,173 円	1,759 円
特別管理加算（1月につき）	（Ⅰ）重症度の高い場合	500	511 円	1,021 円	1,532 円
	（Ⅱ）上記以外	250	256 円	511 円	766 円
初回加算（1月につき）	（Ⅰ）退院日	350	358 円	715 円	1,073 円
	（Ⅱ）退院後日	300	307 円	613 円	919 円
退院時共同指導加算（1回につき）		600	613 円	1,226 円	1,838 円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）複数の看護師等30分未満（1回につき）		254	260 円	519 円	779 円
（Ⅱ）複数の看護師等30分以上（1回につき）		402	411 円	821 円	1,232 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）複数の看護補助者30分未満（1回につき）		201	206 円	411 円	616 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）複数の看護補助者30分以上（1回につき）		317	324 円	648 円	971 円
長時間訪問看護加算（1回につき）		300	307 円	613 円	919 円
ターミナルケア加算（該当月1回につき）		2,500	2,553 円	5,105 円	7,658 円
看護・介護職員連携強化加算（1月につき）		250	256 円	511 円	766 円
訪問看護処遇改善加算		所定単位数の1.8％に相当する単位	利用者負担額（総額）の1.8％に相当する額		

【保険外適用】

長時間（90分を超える訪問）（1訪問につき）	3,000円
エンゼルケア（死後の処置）	10,000円＋税

○このサービス内容の見積もりは、利用者の居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用料 負担額
日					
月					
火					
水					
木					
金					
土					
1週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

Ⅱ）医療保険適用分

【基本療養費】						基本料金（10割）	負担割合別の利用料金		
							1割	2割	3割
基本療養費	Ⅰ	週3日目まで				5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週4日目以降				6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	Ⅱ	イ　看護師等	同一日の人数	2人	週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
					週4日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
				3人以上9人以下	週3日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
					週4日以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
				10人以上19人以下	月20日目まで	2,760 円	276 円	552 円	828 円
					月21日目以降	2,660 円	266 円	532 円	798 円
				20人以上49人以下	月20日目まで	2,710 円	271 円	542 円	813 円
					月21日目以降	2,610 円	261 円	522 円	783 円
				50人以上	月20日目まで	2,610 円	261 円	522 円	783 円
					月21日目以降	2,510 円	251 円	502 円	753 円
		ロ　准看護師等		2人	週3日目まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
					週4日以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
				3人以上9人以下	週3日目まで	2,530 円	253 円	506 円	759 円
					週4日以降	3,030 円	303 円	606 円	909 円
				10人以上19人以下	月20日目まで	2,520 円	252 円	504 円	756 円
					月21日目以降	2,420 円	242 円	484 円	726 円
				20人以上49人以下	月20日目まで	2,470 円	247 円	494 円	741 円
					月21日目以降	2,370 円	237 円	474 円	711 円
				50人以上	月20日目まで	2,370 円	237 円	474 円	711 円
					月21日目以降	2,270 円	227 円	454 円	681 円
		ハ　理学療法士等		2人		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
				3人以上9人以下		2,780 円	278 円	556 円	834 円
				10人以上19人以下	月20日目まで	2,760 円	276 円	552 円	828 円
					月21日目以降	2,660 円	266 円	532 円	798 円
				20人以上49人以下	月20日目まで	2,710 円	271 円	542 円	813 円
					月21日目以降	2,610 円	261 円	522 円	783 円
				50人以上	月20日目まで	2,610 円	261 円	522 円	783 円
					月21日目以降	2,510 円	251 円	502 円	753 円
	Ⅲ	外泊時				8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

【管理療養費】					基本料金（10割）	負担割合別の利用料金		
						1割	2割	3割
管理療養費	月の初日の訪問				7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	月の2日目以降の訪問	単一建物居住利用者	20人未満		3,010 円	301 円	602 円	903 円
			20人以上50人未満	月15日目まで	2,510 円	251 円	502 円	753 円
				月16日目以降24日まで	2,310 円	231 円	462 円	693 円
				月25日以降	2,210 円	221 円	442 円	663 円
			50人以上	月15日目まで	2,410 円	241 円	482 円	723 円
				月16日目以降24日まで	2,210 円	221 円	442 円	663 円
				月25日以降	2,010 円	201 円	402 円	603 円

【加算】

						基本料金（10割）	負担割合別の利用料金		
							1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	1日2回			同一建物内	1人又は2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
					3人以上9人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
					10人以上19人以下	3,700 円	370 円	740 円	1,110 円
					20人以上49人以下	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
					50人以上	3,300 円	330 円	660 円	990 円
	1日3回以上				1人又は2人	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
					3人以上9人以下 月20日目まで	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
					3人以上9人以下 月21日目以降	6,900 円	690 円	1,380 円	2,070 円
					10人以上19人以下 月20日目まで	6,300 円	630 円	1,260 円	1,890 円
					10人以上19人以下 月21日目以降	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
					20人以上49人以下 月20日目まで	4,800 円	480 円	960 円	1,440 円
					20人以上49人以下 月21日目以降	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
					50人以上 月20日目まで	4,100 円	410 円	820 円	1,230 円
					50人以上 月21日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
複数名訪問看護加算	実施者	同行者	算定日数						
	看護職員	看護師等（准看護師を除く）	週1日	同一建物内	1人又は2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
					3人以上9人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
					10人以上19人以下	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
					20人以上49人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
					50人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	看護職員	准看護師	週1日		1人又は2人	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
					3人以上9人以下	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
					10人以上19人以下	2,800 円	280 円	560 円	840 円
					20人以上49人以下	2,500 円	250 円	500 円	750 円
					50人以上	2,200 円	220 円	440 円	660 円
	看護職員	その他職員	週3日		1人又は2人	3,000 円	300 円	600 円	900 円
					3人以上9人以下	2,700 円	270 円	540 円	810 円
					10人以上19人以下	2,100 円	210 円	420 円	630 円
					20人以上49人以下	1,900 円	190 円	380 円	570 円
					50人以上	1,600 円	160 円	320 円	480 円
	看護職員	その他職員	1日に1回		1人又は2人	3,000 円	300 円	600 円	900 円
					3人以上9人以下	2,700 円	270 円	540 円	810 円
					10人以上19人以下	2,100 円	210 円	420 円	630 円
					20人以上49人以下	1,900 円	190 円	380 円	570 円
					50人以上	1,600 円	160 円	320 円	480 円
			1日に2回		1人又は2人	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
					3人以上9人以下	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
					10人以上19人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
					20人以上49人以下	3,450 円	345 円	690 円	1,035 円
					50人以上	3,300 円	330 円	660 円	990 円
			1日に3回		1人又は2人	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
					3人以上9人以下	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
					10人以上19人以下	5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円
					20人以上49人以下	4,800 円	480 円	960 円	1,440 円
					50人以上	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円

夜間・早朝訪問看護加算	1日につき 6：00～8：00 18：00～22：00	1人又は2人		2,100 円	210 円	420 円	630 円
		3人以上 9人以下	月15日目まで	2,100 円	210 円	420 円	630 円
			月16日目以降	1,900 円	190 円	380 円	570 円
		10人以上 19人以下	月15日目まで	1,800 円	180 円	360 円	540 円
			月16日目以降	1,300 円	130 円	260 円	390 円
		20人以上 49人以下	月15日目まで	1,200 円	120 円	240 円	360 円
			月16日目以降	950 円	95 円	190 円	285 円
		50人以上	月15日目まで	1,000 円	100 円	200 円	300 円
			月16日目以降	800 円	80 円	160 円	240 円
深夜訪問看護加算	1日につき 22：00～6：00	1人又は2人		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
		3人以上 9人以下	月15日目まで	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
			月16日目以降	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		10人以上 19人以下	月15日目まで	3,900 円	390 円	780 円	1,170 円
			月16日目以降	2,300 円	230 円	460 円	690 円
		20人以上 49人以下	月15日目まで	2,100 円	210 円	420 円	630 円
			月16日目以降	1,500 円	150 円	300 円	450 円
		50人以上	月15日目まで	1,800 円	180 円	360 円	540 円
			月16日目以降	1,300 円	130 円	260 円	390 円
長時間訪問看護加算				5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
乳幼児加算(6歳未満)				1,400 円	140 円	280 円	420 円
		(厚生労働省が定める者)		1,800 円	180 円	360 円	540 円
緊急訪問看護加算			月14日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
			月15日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
24時間対応体制加算		イ 管理業務の負担軽減の取り組みを行っている場合		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		ロ 上記以外の場合		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算			Ⅰ	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
			Ⅱ	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算(退院につき1回)				8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算				2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算				6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		長時間(90分以上)の場合		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算				3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算				2,000 円	200 円	400 円	600 円
専門管理加算				2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護医療DX情報活用加算				50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護情報提供療養費	1	市町村または指定特定相談支援事業者等		1,500 円	150 円	300 円	450 円
	2	保育所等・義務教育諸学校・高等学校等		1,500 円	150 円	300 円	450 円
	3	主治医、求めにより入院・入所先に写しを提供		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナル療養費				25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）			令和8年6月～令和9年5月	1,830 円	183 円	366 円	549 円
			令和9年6月～	2,880 円	288 円	576 円	864 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	1～18		令和8年6月～令和9年5月	40～1,040 円	4～104 円	8～208 円	12～312 円
	1～36		令和9年6月～	40～1,580 円	4～158 円	8～316 円	12～474 円
訪問看護物価対応料１	月の初日		令和8年6月～令和9年5月	60 円	6 円	12 円	18 円
			令和9年6月～	120 円	12 円	24 円	36 円
	月の2日目以降		令和8年6月～令和9年5月	20 円	2 円	4 円	6 円
			令和9年6月～	40 円	4 円	8 円	12 円
訪問看護物価対応料２			令和8年6月～令和9年5月	20 円	2 円	4 円	6 円
			令和9年6月～	40 円	4 円	8 円	12 円

【包括型訪問看護療養費】

					基本料金（10割）	負担割合別の利用料金		
						1割	2割	3割
包括型訪問看護療養費	単一建物居住利用者	20人未満	訪問看護時間	30分以上60分未満	7,010 円	701 円	1,402 円	2,103 円
				60分以上90分未満	11,010 円	1,101 円	2,202 円	3,303 円
				90分以上	14,010 円	1,401 円	2,802 円	4,203 円
				90分以上（別に厚生労働大臣が定める場合）	15,510 円	1,551 円	3,102 円	4,653 円
		20人以上50人未満		30分以上60分未満	6,310 円	631 円	1,262 円	1,893 円
				60分以上90分未満	9,910 円	991 円	1,982 円	2,973 円
				90分以上	13,730 円	1,373 円	2,746 円	4,119 円
				90分以上（別に厚生労働大臣が定める場合）	15,200 円	1,520 円	3,040 円	4,560 円
		50人以上		30分以上60分未満	5,960 円	596 円	1,192 円	1,788 円
				60分以上90分未満	9,360 円	936 円	1,872 円	2,808 円
				90分以上	13,450 円	1,345 円	2,690 円	4,035 円
				90分以上（別に厚生労働大臣が定める場合）	14,890 円	1,489 円	2,978 円	4,467 円

【保険外適用】

交通費(訪問範囲を超える場合)	実施地域を超えた地点から、1㎞ごとに 20円(税別)
サービス提供時間が90分を超える場合(30分毎)	3,000円
エンゼルケア（死後の処置）	10,000円＋税
処置に必要な衛生材料(カテーテル、ガーゼ、テープ等)	実費
キャンセル料（ただし、利用者がサービス実施当日にやむを得ない理由以外でサービスを中止した場合）	2,000円 ※病状の急変や入院の場合はキャンセル料不要

※サービスの提供にあたり必要となる居宅で使用する電気・ガス・水道費用は利用者のご負担になります。

（主に、保清のケアにて使用します）